

退職手当支給条例の一部を改正する条例の改正概要

(平成27年4月 山形県市町村職員退職手当組合条例第1号)

国に準じて退職手当の調整額の改定等を行うため、次により退職手当支給条例の改正を行うこととした。

- 1 第1号区分から第8号区分までの調整月額を次のように改定することとする。

(第11条の4第1項関係)

区 分	改 正 前	改 正 後
第1号区分	54,150円	70,400円
第2号区分	50,000円	65,000円
第3号区分	45,850円	59,550円
第4号区分	41,700円	54,150円
第5号区分	33,350円	43,350円
第6号区分	25,000円	32,500円
第7号区分	20,850円	27,100円
第8号区分	16,700円	21,700円

- 2 第8号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することとする。

(第11条の4第4項関係)

- 3 独立行政法人通則法の一部改正等に伴う規定の整備を行うこととした。

(附則第13項及び第41項関係)

- 4 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとするが、上記1及び2については、平成27年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用することとし、同日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた退職手当は、この条例による改正後の第11条の4の規定による内払とみなすこととする。